

**年末年始の小規模企業共済・倒産防止共済の申込手続きについて**

・年内に新規申込み、および 1 月の前納・月額変更のお手続きを希望される方は、**組合事務局に令和 4 年 12 月 15(木)書類必着**でお願いいたします。**(※翌年到着の書類は、お受けできませんので、ご了承ください。)**